スクールカウンセラーガイドライン

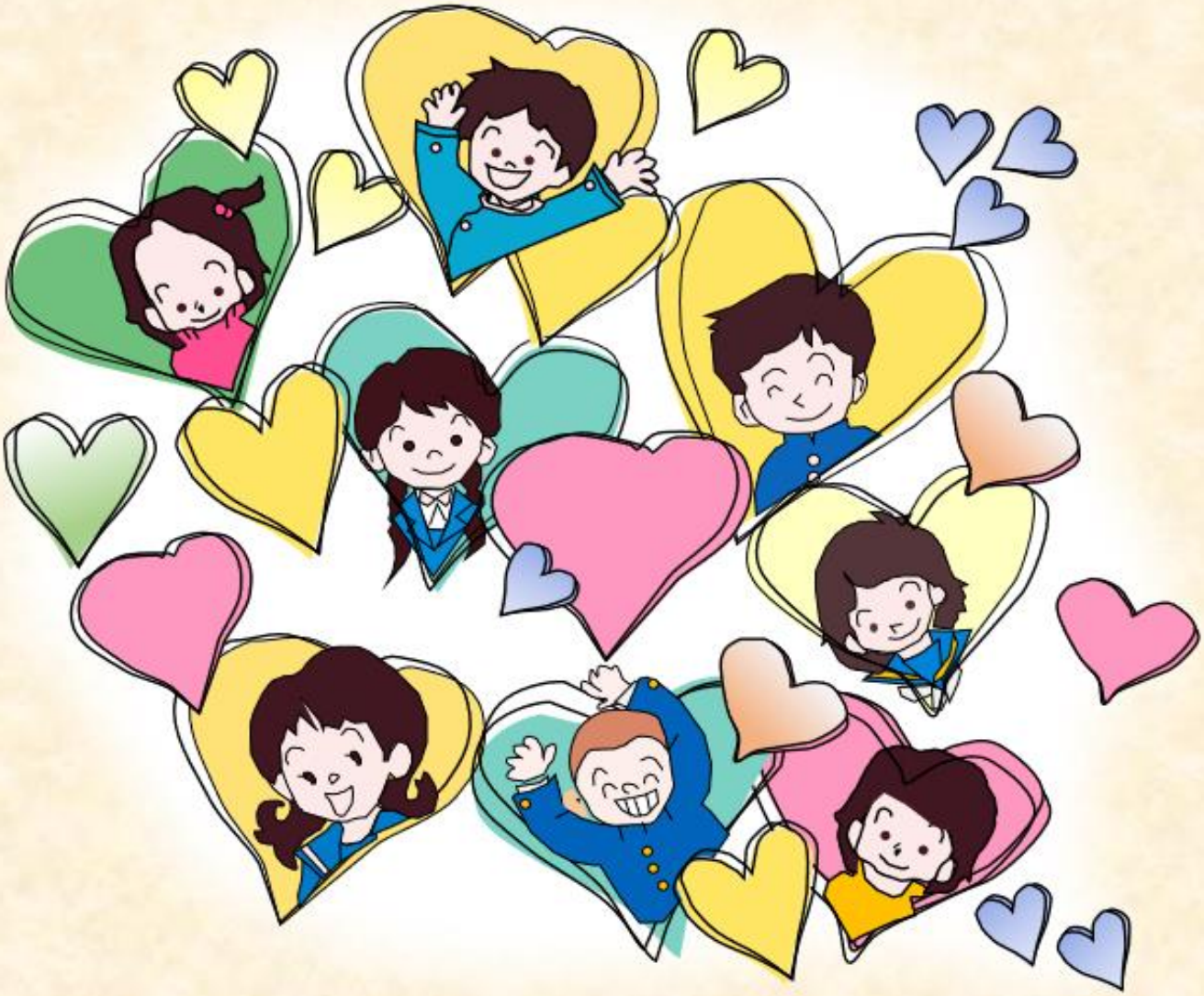

令和７年４月改訂

佐賀県教育委員会

学　校　教　育　課

目　　次

Ⅰ　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　ＳＣ導入の背景
　２　ＳＣ導入のねらい
Ⅱ　スクールカウンセラーの職務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　１　児童生徒へのカウンセリング
　２　保護者への助言・援助
　３　児童生徒集団、学級や学校等集団に対するアセスメントと助言・援助
　４　児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施
　５　不登校、いじめ、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
　６　教職員に対するコンサルテーション
　７　教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施
Ⅲ　スクールカウンセラーの効果的な活用・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１　スクールソーシャルワーカーとの連携
　２　スクールカウンセラースーパーバイザーとの連携
　３　学校における体制づくり
Ⅳ　スクールカウンセラーの業務遂行に当たって配慮すべき事項・・・・・８
　１　守秘義務について
　２　情報共有について
　３　家庭訪問の方法について
　４　児童虐待に係る通告
Ⅴ　スクールカウンセラーの課題への対応例・・・・・・・・・・・・・・・９
　１　不登校への対応
　２　いじめへの対応
　３　暴力行為への対応
　４　発達の課題がある児童生徒への対応
Ⅵ　スクールカウンセラーとのカウンセリングの勧め方・・・・・・・・１１
Ⅶ　スクールカウンセラーによる緊急支援・・・・・・・・・・・・・・・１２
Ⅷ　オンラインカウンセリングについて・・・・・・・・・・・・・・・・１４
Ⅸ　スクールカウンセラー環境チェックシート・・・・・・・・・・・・・１８
＜参考文献＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
別添　保護者の皆様へ　オンラインカウンセリングの実施について・・・２０

Ⅰ　趣旨

１　スクールカウンセラー（以下「ＳＣ」という。）導入の背景

複雑化、多様化する社会の中にあって、児童生徒が抱える課題も、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、特に、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多く、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えたＳＣの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

２　ＳＣ導入のねらい

ＳＣは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことが求められる。

また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。

さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要である。

※アセスメント（見立て）：解決すべき問題や課題のある事例（事象）の本人、家族、地域や関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。個々の児童生徒のアセスメントにとどまらず、家族や教職員、関係する人々のアセスメント及びそれらの人々の関係性のアセスメントも含め、多面的多層的に見立てることが必要である。

Ⅱ　スクールカウンセラーの業務内容

１　児童生徒へのカウンセリング

・相談室での相談活動
・休み時間、日常的な場面での声かけや相談活動（個別の相談だけではなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）
・電話による相談活動
・オンラインによる相談活動（学校での相談活動が実施できない場合）

２　保護者への助言・援助

・来校した保護者への相談活動
・電話による相談活動
・オンラインによる相談活動（学校での相談活動が実施できない場合）
・保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

３　児童生徒集団、学級や学校等集団に対するアセスメントと助言・援助

・児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達課題に関して、専門機関の診断や検査等の情報、教職員から聞き取った情報、面接及び授業観察等の見立てによる、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
・学級や学校全体における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間を児童生徒と一緒に過ごすといった活動を通じ、学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状況等を見立て、学校に対して適切な配慮や支援方法についての助言・援助
※個別式知能検査等の実施については、原則として学校では行わない。病院等の専門機関での実施を勧めている。ただしＳＣ自らが、児童生徒のアセスメントの一環として、本人及び保護者の了承の上、検査を実施することについてはこの限りではない

４　児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する全ての児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

・事件、事故や自然災害の発生後等の緊急時には、全ての児童生徒や教職員等の学校全体を対象として、ストレス対処やリラクゼーションのプログラムを実施
・全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりとして、コミュニケーション能力やストレス対処能力等を高めるための心理教育や自殺予防教育等集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を実施

５　不登校、いじめ、子供の貧困、ヤングケアラー、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助

・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童生徒といじめられた児童生徒に対するカウンセリングだけでなく、周囲の児童生徒に対しても面談を行うなど、いじめの解沢や再発防止を支援
・いじめ防止対策推進法第２２条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員の場合は、同法に基づく対応を支援
・不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、ヤングケアラー、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施

６　教職員に対するコンサルテーション

・児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
・児童生徒への心理教育的活動の実施に関しての助言・援助（プログラムコンサルテーション）
・ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助

※ケース会議：事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。ケース会議では、ＳＣは話合いを促進する役割（ファシリテーター）を担い、教員が積極的に発言し、課題や解決策を発見していくプロセスを援助することが重要である。
※教職員に対する助言はＳＣにとって非常に重要な仕事である。そのため、ＳＣが積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行える環境の形成が必要である。

７　教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施

日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、校長の学校経営方針に基づき教職員に対して基礎的なカウンセリングに関する研修を行うことが望ましい。

Ⅲ　スクールカウンセラーの効果的な活用

１　スクールソーシャルワーカー（以下「ＳＳＷ」という。）との連携

ＳＣは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている課題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、ＳＳＷは、法律や制度を活用して、児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどを行うことにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議や教育相談主任等の教育相談コーディネーター役となる教員を通じ、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要となる。

２　スクールカウンセラースーパーバイザーとの連携

ＳＣが自分の見立てや手立て等の妥当性について示唆を受けることができるよう、教育現場と心理に関して専門的知識と経験を有するスーパーバイザーを２名配置している。スーパーバイザーは、主に次のような業務を担う。

①ＳＣへの支援・指導・助言（新規、２年目は研修が必須）
②困難事案等に対応するＳＣへの支援・指導・助言
③研修会等の指導・助言等
④緊急派遣時における派遣ＳＣへの支援・助言
⑤教育センター教育相談業務への指導・助言　等

３　学校における体制づくり

（１）校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育相談コーディネーター（教育相談主任等）、生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

① 教職員全体の共通理解

児童生徒の不登校、問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものである。児童生徒への対応をＳＣに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになる。そのため、本ガイドライン等を基に、ＳＣの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への対応・支援に当たる際に、ＳＣを組織の一員として効果的に活用することが重要である。

② 教育相談主任等の教育相談コーディネーターとなる教員の位置付けと役割

教育相談主任等の教育相談コーディネーターとなる教員は、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められる。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要である。校務分掌においてもその旨を明確にすることが必要である。

なお、教育相談コーディネーターについては、学校の実情に応じ授業の持ち時数の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮が必要である。

〔教育相談主任等の教育相談コーディネーターが担う主な職務内容〕

1	ＳＣ、ＳＳＷの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にＳＣ、ＳＳＷの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	気になる事例把握のための会議の開催	各教職員から気になる事例の報告について、共有されるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、ＳＣ、ＳＳＷなどのメンバーと共に事例の洗い出し、第一次的な方向性決定を行う。
3	ＳＣ、ＳＳＷとの連絡調整	児童生徒の抱える課題に応じて、ＳＣ、ＳＳＷも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。ＳＣ、ＳＳＷの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、ＳＣ、ＳＳＷの勤務状況に鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
6	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える課題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。

8	校内研修の実施	ＳＣ、ＳＳＷの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員が共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

③ ＳＣの校内体制への位置付け

ＳＣが、事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関わる会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会等）を定期的に開催して出席を要請し、ＳＣが助言及び援助できる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにすることが望ましい。

④ 活動環境の整備

ア 教育相談室の設置

児童生徒がＳＣに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保することが重要である。また、ＳＣと教職員との信頼関係の構築を図るため、コミュニケーションを図りやすくなるよう職員室にも席を設ける等の配慮が必要である。

イ 教育相談の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること、外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすることなどのプライバシー保護が必要である。

また、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気が感じられるようにすることなど、来談者の心情に十分配慮する必要がある。また、児童生徒がＳＣに相談しやすくなるよう全校集会等でＳＣを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが重要となる。

⑤ 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の異なる学校種間において切れ目のない支援を行うことが重要であることから、必要に応じて本人保護者の同意を得ながら、学校種間において情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要である。

さらに、集団の育成という視点から小学校間の連携も求められる。そのためには、同一のＳＣを異なる学校や学校種に配置することも有効である。

個人情報の保護に関する条例を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応する。

⑥ 保護者等への周知

学校便り、ホームページ、ＳＣ便り等により、ＳＣの活動の様子を保護者や地域の相談機関等に周知するとともに、保護者会やＰＴＡ総会などの場を利用してＳＣを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

（２）生徒指導主事等との連携

生徒指導主事は、ＳＣと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を設けることが望ましい。気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有する必要がある。

（３）養護教諭及び学校医等との連携

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医等は、健康相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭等とＳＣの連携を深め、必要な情報が共有できるようにする。また、養護教諭や学校医等が気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、ともに児童生徒の課題を共有することが望ましい。

（４）教職員（担任等）との連携

個別相談を行ったＳＣとその児童生徒の担任や関係教職員が、情報交換を行えるようにする。また、教職員とＳＣが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにすることが望ましい。

Ⅳ　スクールカウンセラーの業務遂行に当たって配慮すべき事項

１　守秘義務について

ＳＣは、会計年度任用職員として雇用されているため、地方公務員法第３４条により守秘義務が課されている。また、職能団体が定める倫理綱領や行動規準等を順守する必要がある。

個人情報の取扱いについては、情報セキュリティ対策１２箇条に基づいて対応する必要がある。

〈情報セキュリティ対策１２箇条（第４版_2022.　４月)〉

①アカウント厳重管理　②業務と関係ないサイトへアクセスしない
③不審メールを開かない（ファイル・ＵＲＬ）④メールの添付ファイルの「拡張子」の確認
⑤メール送信前に宛先、本文、添付ファイル等を確認
⑥メールには署名(所属、氏名等)を表示　⑦無許可のソフトウェアをインストールしない
⑧ＵＳＢメモリ等の管理・適正な利用　⑨異常覚知の際は、直ちにネットワークから切断
⑩個人情報や重要情報を含んだファイルの適正な管理
⑪端末のデスクトップ等にデータを保存しない
⑫ソフトウェアの更新が必要な場合は速やかに実施

なお、校内においては、ＳＣは職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。

２　情報共有について

ＳＣは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、相談内容等を学校内で共有する必要がある。ただし、ＳＣは個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意する。

３　家庭訪問の方法について

ＳＣの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、家庭訪問は実施しない。

ただし、学校での相談活動の実施が困難な場合については、オンラインを活用した面談を実施することもできる。(P14　Ⅷ　オンラインカウンセリングについて参照)

４　児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、市町村又は児童相談所等への通告義務が生じる。

Ⅴ　スクールカウンセラーの課題への対応例

１　不登校への対応

不登校への対応は、未然防止、早期発見・早期対応が大切である。不登校となっている児童生徒に対する継続支援も必要となる。

（１）未然防止

○授業や給食の様子を見て、児童生徒同士の関係づくりで配慮するべき点について助言を行う。

○心理教育プログラム等の企画立案及び実施、また教職員への助言を行う。

・「グループエンカウンター」「ピア・サポート活動」等、児童生徒同士の関係づくりに役立つ活動や、「アサーショントレーニング」「ストレスマネジメント教育」等、学校のニーズに応じて実施。

○校内研修に知識・技能・資源を生かす。例えば、

・話の聴き方や言葉のかけ方について校内研修で講話する。

・校内研修の講師として適切な人を紹介する。

・事例検討やグループワークの方法などについて助言を行う。

○教育相談週間に知識・技能・資源を生かす。例えば、

・事前アンケートの作成に協力する。

・アンケートの記述で気になるものがあれば事前に見る。

・相談相手の選択肢の一人となる。

・教育相談の結果、気がかりな児童生徒についてカウンセリングを行う。

（２）早期発見・早期対応

○給食の時間や休み時間等に児童生徒に関わり、児童生徒の状況を把握する。

○気になる児童生徒及び保護者とカウンセリングする。

○集約した情報をもとに、学校組織としてどのような内容の指導・支援が必要なのか、関係機関等の支援を求めるべき状況なのかについて助言を行う。

○小中連携に知識・技能・資源を生かす。例えば、

・中学校入学に当たってのアンケート結果をもとに、配慮すべき児童についてカウンセリングを行う。

・中学校生活に不安を抱く生徒や保護者に対してカウンセリングを行う。

（３）継続支援

○家庭訪問時の様子や訪問後の児童生徒の反応等について、情報交換を行い、今後の支援方法について助言を行う。

○不登校対策委員会（ケース会議）に参加し、支援方法について相談を受け、役割の分担を引き受ける。

○関係機関等との連携に知識・技能・資源を生かす。例えば、
・児童生徒や保護者の状況をもとに関係機関につなぐ必要があるかを助言する。
・保護者に関係機関等の特徴や支援内容について説明する。
・関係機関等と連携して児童生徒や保護者を支援する。

２　いじめへの対応

いじめられた児童生徒への対応はもちろんであるが、いじめた側や傍観者である児童生徒に対するＳＣの対応も大切である。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２２条には、学校におけるいじめ等に関する措置を実効的に行うため、教職員に加え、心理、福祉等の専門的な知識を有する者を含めて構成されるいじめの防止等の対策のための組織を学校に置くことが定められている。

ＳＣは、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行について、専門的な視点からの助言等を行ったり、いじめの相談や問題行動等に係る情報について教職員と共有したりしながら、学校組織の一員として対応することが求められている。

３　暴力行為への対応

ＳＣは、暴力行為の背景にある様々な要因についてアセスメントし、児童生徒が適切な行動がとれるよう働きかける。

ＳＣによる心理カウンセリングを受けることで、児童生徒本人の内省が深まり、課題等への気づきが生まれるという効果が期待できる。また、当該児童生徒の保護者とのカウンセリングも、児童生徒と家庭の関係を調整するきっかけとなり、反省と再発防止、適応的な行動を促すことにつながる。

４　発達の課題がある児童生徒への対応

ＳＣは、発達の課題がある児童生徒の状況や課題についてアセスメントし、教職員に対してコンサルテーションを行う。

教育相談コーディネーターや生徒指導担当は、ＳＣからの助言をもとに、当該児童生徒の課題を整理し学校の指導・支援方針を立案する。ＳＣと教職員は、発達の課題に合わせた適切な指導・支援方法を共有することが大切である。

Ⅵ　スクールカウンセラーとのカウンセリングの勧め方

家庭の状況など「ＳＣだから言えること」、「ＳＣだから聞けること」がある。児童生徒や保護者の心の安定を図り、置かれている状況を把握する上で、ＳＣとの面談は重要な役割を担っている。

しかしながら、カウンセリングという言葉に抵抗感を示す児童生徒や保護者もいる。相談してみようかなと思えるよう、「そのことに詳しい人がいるから相談してみませんか」、「わたしも一緒に行きましょう」などと声のかけ方を工夫することも大切である。

＜保護者へ勧める機会の例＞

○児童生徒が登校をしぶり始めたなど保護者に困り感があるときや、児童生徒によい変化が見られたときはカウンセリングの好機である。

○個人懇談など保護者が学校に来る機会を生かして、ＳＣに会わせる。

＜児童生徒へ勧める機会の例＞

○まずは保護者に勧め、保護者とＳＣとの信頼関係ができたところで、保護者から児童生徒に勧めてもらう。

○児童生徒が保健室にいるときに、ＳＣに顔を出してもらい、話す機会をつくる。

＜ＳＣへの事前の説明＞

「とりあえずＳＣと会ってくれたら」ではカウンセリングはうまくいかない。ＳＣには事前に以下の点について説明しておくことが大切である。

○これまでの対応の経緯。

○学校がカウンセリングを勧めた意図。例えば、

・「保護者の心の安定を図りたいから」

・「専門機関につなぐ必要があるかどうかを見立ててほしいから」

※留意点

ＳＣに予め伝えておく内容を児童生徒や保護者に確認し、ＳＣにも明確に説明しておく。このことで、ＳＣと児童生徒や保護者との信頼関係づくり、また、学校と児童生徒や保護者との信頼関係づくりにつながる。

Ⅶ　スクールカウンセラーによる緊急支援

１　緊急支援の必要性

事故等に児童生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後３日から１か月持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder　通称 ASD)」といい、１か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder　通称 PTSD)」という。そのため、事故等の発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSD の予防と早期発見に努めることが大切である。なお、事故等の遭遇後まもなく ASD の症状を呈し、それが慢性化して PTSD に移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の２～３か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切である。

また、被害児童生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがある。被害児童生徒等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切である。このため、自分自身の心身の不調に早めに気付き、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要である。

このような目的のために、緊急に支援を行うことが必要である。緊急支援は学校の危機状況を見極め、児童・生徒、保護者、教職員に「心のケア」を行うことにより、二次的被害を食い止め、機能不全を起こした学校が機能を回復し、日常性を取り戻していくよう、学校を後方から支えるものである。

２　事案発生時の緊急支援の動き

事案発生

（学校）教育委員会（事案によっては当該校ＳＣにも）に報告、相談する

緊急派遣を要請
（中レベル）市町教育委員会で緊急支援対応
（高レベル）県教育委員会による緊急支援で対応

（教育委員会）・当該校ＳＣまたは派遣ＳＣへ依頼　→　派遣
・必要に応じてＳＶとつなぎ、後方支援を行う

※市町教育委員会で対応する際（中レベル）、派遣ＳＣが見つからない等、何かあれば、各教育事務所・支所を通じ、県教育委員会生徒支援室に相談する。

（例）自殺死事案・常時ＳＣ２人体制（１日８時間）
・事案発生後３日間の派遣、１週間経過後支援等

◎スクールカウンセラー緊急派遣のフロー図（市町立学校の場合）

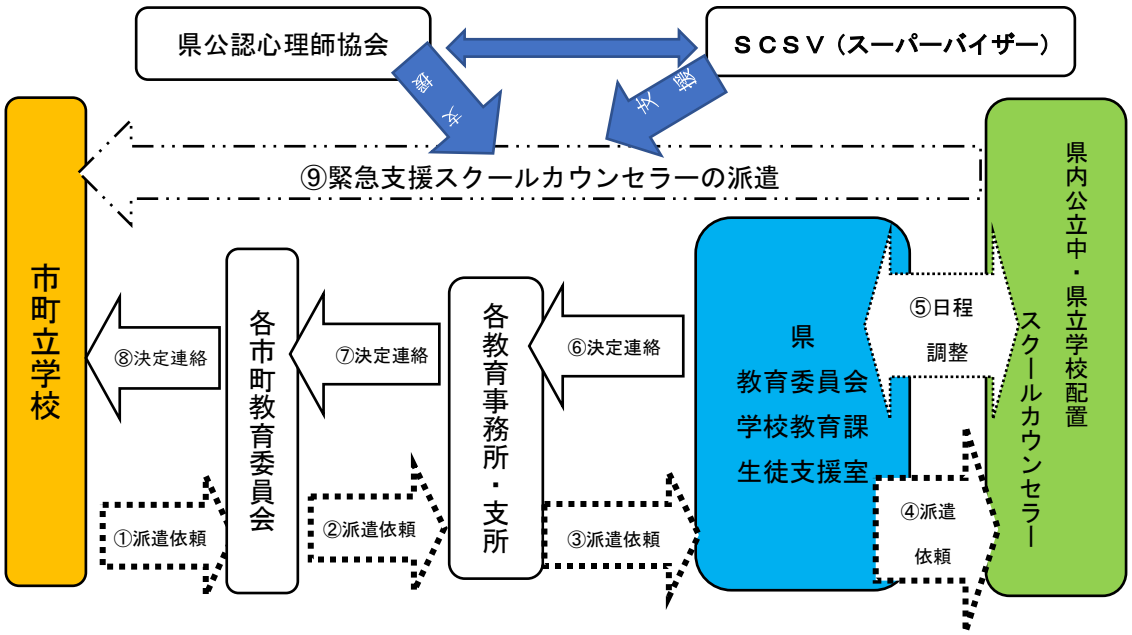

Ⅷ　オンラインカウンセリングについて

＜オンラインによる遠隔でのカウンセリングとは＞

オンラインカウンセリングとは、一般的には電子メール、同時チャット、ＳＮＳや電話相談などもその範疇に含まれるが、ここで取り上げるオンラインカウンセリングは、画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談のことをいう。

【はじめに】

学校におけるスクールカウンセラーとの面談は、対面が基本と考えている。よって、オンラインによるカウンセリングを推奨しているわけではない。オンラインカウンセリングについては、カウンセリングが必要且つ学校での実施が困難な場合における対応方法の一つと考える。

オンラインカウンセリングのメリット・デメリット

〈メリット〉
- 地理的な制約が少なく、相談者が自宅でカウンセリングを受けることができるため、リラックスした状態で話すことができる。
- 学校の相談室で受けるよりも敷居が低い。
- 時間の都合がつけやすい。

〈デメリット〉
- 間の感覚が捉えにくいこと。また、言葉の齟齬で真意が伝わりにくい。
- 相談者の状況の把握が難しく、急な状態の変化に対応できない。
- 通信環境の影響を受けやすい。
- 場合によっては、学校へ登校する機会を失うこともある。

１　目　的

不登校等様々な状況により学校でのカウンセリングが困難な場合において、児童生徒やその保護者に対し、オンラインカウンセリングを活用することで、学校における教育相談体制のより一層の充実を図る。

２　実施について

（１）対　　象

・　様々な事情により登校することができず、学校でのカウンセリングを受けることができない児童生徒及びその保護者で、カウンセリングを希望している者。

・　学校側がカウンセリングを実施したいと考えているが、不登校等様々な状況により登校することができず、学校でのカウンセリングを受けることができない児童生徒及びその保護者で、カウンセリングを希望している者※発達段階に応じて実施

（２）相談内容

・　基本的に通常のカウンセリングと同様。ただし、自傷他害等の生命に関わるリスクのあるケース、いじめ・虐待などの法によって対応が示されているケース等については、学校全体の相談体制の中で対応することが原則であることから、相談者の安全・安心を確保するためにも、オンラインカウンセリングでの実施は避けるようにすること。

（３）実施方法

・　Microsoft の「Teams」、Google の「Meet」等を活用して実施すること。

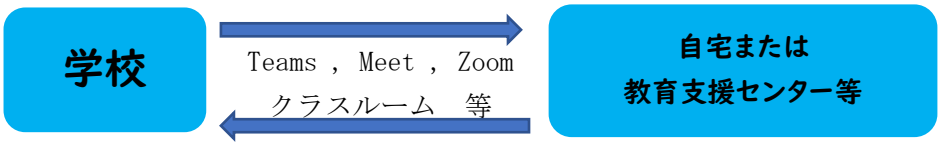

※保護者が他のアプリケーションでの面談を希望しても、個人情報等の保護やセキュリティ上、それに応じることはできない。

・　オンラインカウンセリングを実施するときは、ＳＣは該当児童生徒在籍の勤務校にて、相談者は自宅又は教育支援センター等で実施する。

・　学校でのＰＣ等機器の準備については、学校担当者が行うこと。
　※ＳＣが機器やコミュニケーションツールを操作できるよう、学校担当者が事前に操作方法についてＳＣと確認しておくこと。

・　オンラインカウンセリングの実施場所は、通常の相談室とする。ただし、通信環境が整わないなど実施が困難な場合は、他の部屋での実施も可能だが、カウンセリング等の声が周りに聞こえない場所にする等配慮すること。必要に応じヘッドホンやイヤホンの使用も可。

- オンラインカウンセリングを実施する際は、基本的に保護者や教育支援センター指導員が機器の接続を行うこと。また、カウンセリング開始・終了については、必ず保護者等による対応をお願いする。終了の際は、相談者からログアウトしてもらうこと。
- 自宅等でオンラインカウンセリングを実施する際は、個人の秘密が保持されるよう、周囲に人のいない静穏な場所で実施すること。
- オンラインカウンセリングは、学校が主催者となり実施すること。
- カウンセリング中は、必ず両者の顔が見えるようにすること。
- １回のオンラインカウンセリングは３０分以内とすること。
- 同日に、対面のカウンセリングとオンラインカウンセリングが実施される場合は、カウンセリング間の時間を確保し、余裕をもって対応できるようにすること。
- カウンセリング終了後は、つないだままにせず、すみやかにログアウトし、機器の電源を落とすようにすること。また、ＳＣはカウンセリングが終了したことを学校担当者に伝え、勤務終了時までに機器の返却を行うこと。

（４）実施時期　スクールカウンセラー勤務日
※通常の勤務時間内に実施
（勤務日以外での対応はできません。）

（５）留意事項

- 相談者の状況や相談内容により、オンラインカウンセリングには適さない事案もあるため、オンラインカウンセリングについては、必ず事前に学校担当者と担当ＳＣで、「対象者」や「必要性」等について相談の上実施すること。学校だけで安易に判断して相談者に勧めないこと。
- オンラインカウンセリングの実施については、学校での体制が整い次第、担当ＳＣと実施方法及び留意事項等について確認を行った上で実施すること。
- オンラインカウンセリングを受ける保護者に対し、事前に別添保護者用「オンラインカウンセリングの実施について」（P21.22）を配布しておくこと。また、オンラインカウンセリングの実施方法、留意事項及び別添の保護者用「オンラインカウンセリングの実施について」を全ての教職員に周知・確認しておくこと。
- カウンセリングの内容や状況によっては対面による面談が望ましいこともあるため、オンラインカウンセリングの継続については、基本的に担当ＳＣの判断によること。

・　使用するアプリケーションについては、学校の実情に応じて対応すること。また、ＳＣ用のアカウントが必要になることもあるので、次の事項について確認をすること。

県立学校　・・・拠点校から県に Teams のアカウントを申請し、県から付与されたアカウントを利用すること。（年度当初に毎年申請）

市町立学校・・・市町教育委員会によりＳＣ用アカウント等を準備すること。

・　初対面でのオンラインカウンセリングについては、対面での面談以上に負担が大きいことからも、以後のつなぎとして捉え、相談時間については配慮すること。

・　オンラインカウンセリングの実施については、基本的にＳＣの勤務時間帯に設定して実施すること。ただし、保護者の都合等により通常の時間内での実施が困難な場合については、ＳＣに了承を得た上で勤務時間をずらして実施する等、柔軟な対応も可能であること。
※勤務時間をずらす場合は、勤務開始時間を遅らせる等、ＳＣとの調整を行うこと。（基本的にＳＣには時間外勤務がありません。）

Ⅸ　スクールカウンセラー環境チェックシート

ＳＣは、「学校におけるカウンセラー」であり、学校の組織・機能、校風等についてよく理解した上で、その専門性の発揮や適切な対応が求められる。

児童生徒や保護者とのカウンセリング、教職員からの相談への助言、校内研修や事例検討会での助言、専門機関の紹介が積極的になされるよう環境を整備する。

◆あなたの学校ではどうですか？チェックしてみましょう。

- □　1　ＳＣの靴箱がある。
- □　2　職員室にＳＣの机がある。
- □　3　教職員にＳＣを紹介した。
- □　4　児童生徒や保護者にＳＣを紹介した。
- □　5　教職員の氏名・校務分掌等の一覧をＳＣに渡している。
- □　6　教職員にＳＣの勤務日が予め周知されている。
- □　7　月や週行事予定表、学校便り等をＳＣに配布している。
- □　8　ＳＣと管理職が情報交換する時間がとれている。
- □　9　ＳＣと教育相談担当が情報交換する時間がとれている。
- □　10　生徒指導委員会にＳＣが参加している。
- □　11　教育相談委員会にＳＣが参加している。
- □　12　不登校対策委員会（ケース会議）にＳＣが参加している。
- □　13　児童生徒や保護者がＳＣと落ち着いて相談できる場所がある。
- □　14　ＳＣが授業中や休み時間に児童生徒の様子を見ることができる。
- □　15　ＳＣにも学校行事等の案内をしている。
- □　16　ＳＣを活用し児童生徒への心理教育プログラムを実施している。
- □　17　教職員の資質向上のため、ＳＣによる研修を実施している。

○１～１７の１７項目のうち、何個チェックがつきましたか。

教職員が空き時間にＳＣと気軽に情報交換できるよう、職員室の机の位置を工夫している学校が多くなってきました。入り口近く、管理職の近く、教育相談担当、生徒指導主事、養護教諭の隣等、各学校で互いに声がかけやすい場所を考えてみましょう。

ＳＣの勤務日がわからなければ、児童生徒や保護者にカウンセリングを勧めることはできません。年間の勤務予定を職員室に掲示したり、月や週行事予定表に明示したりすることで、見通しをもって活用できるようにしましょう。

＜参考文献＞

○文部科学省　平成２９年２月３日　２８文科初第１４２３号
「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」
「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
○香川県教育委員会
「ＳＣ活用ナビ」
○神奈川県教育委員会　平成２８年３月
「スクールカウンセラー業務ガイドライン」
○文部科学省　令和４年３月
令和３年度いじめ対策・不登校支援等推進事業報告書
一般社団法人日本臨床心理士会
「～スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究～」
○文部科学省　令和４年２月９日　事務連絡
「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等を踏まえたチーム学校による支援の促進について」
一般社団法人日本臨床心理士会
「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」
○文部科学省　令和４年１月３１日
「スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて」
○文部科学省　令和４年１２月　「生徒指導提要（改訂版）」
○昭和女子大学　令和２年４月１９日公開
「学生相談において、遠隔相談を導入する際の留意点」
○文部科学省　平成３０年２月初版
「学校危機管理マニュアル作成の手引」

（別添　保護者の皆様へ）

オンラインカウンセリングの実施について

☆本内容を理解しているものとして実施するため、オンラインカウンセリングを受ける前に、必ずお読みください。

オンラインカウンセリングは、通常の対面による面談とは異なるものです。よって、対面によるカウンセリングとの違いがあることを御理解ください。

○　オンラインカウンセリングの「メリット」「デメリット」について

〈メリット〉
・相談者が自宅でカウンセリングを受けられるため、リラックスした状態で話すことができる。
・相談者にとって、時間の調整がつけやすい。

〈デメリット〉
・間の感覚が捉えにくいこと。また、言葉の齟齬により真意が伝わりにくい。
・相談者の状況の把握が難しく、急な状態の変化に対応できない。
・通信環境により会話が成立しなかったり、画像が途切れたりすることがある。
・スクールカウンセラー（以下ＳＣという）との相談が学校に来るきっかけになっている児童生徒にとっては、学校に来るきっかけを失くしてしまう場合がある。

〈オンラインカウンセリング実施の留意事項〉

○　個人情報の保護について

カウンセリング中の録音・録画・撮影等は禁止しています。よって、このことについて、同意いただけない場合は面談の実施はできません。また、カウンセリング中に、録画等疑われる場合は、カウンセリングを中止することになります。

○　面談場所について

面談環境については、「落ち着いて話ができる静かな場所」「会話が周りに聞かれないような場所」にしてください。また、会話がもれないようヘッドホンやイヤホン等の使用についても御配慮ください。

○　**面談時間について**

　オンラインカウンセリングは通常の対面よりも負担が大きいことから、1回のオンラインカウンセリングの時間は３０分以内としています。また、時間延長には対応できないことを御承知おきください。

○　**相談環境について**

　お子さんがオンラインカウンセリングを受ける際は、必ず保護者が接続開始・終了時に同席するなど、対応が必要となります。ただし、面談中は相談者の同意がない限り、相談者が安心して相談できるよう、会話が聞こえない場所にいるようにしてください。

　なお、お子さんのプライバシーが守られていないとＳＣが判断した場合には、面談を中止することがあります。

○　**実施時間について**

　ＳＣの勤務時間内での対応となります。それ以外の対応はできませんので、学校に御確認ください。

○　**利用端末について**

　オンラインカウンセリングで使用する機器について、原則指定はありません。ただし、学校が指定したコミュニケーションアプリケーションを利用していただくことになります。(Meet,Teams 等)

○　**ＳＮＳ等を活用したカウンセリングについて**

　ＳＮＳやチャット機能を活用したオンラインカウンセリングは実施しません。

○　**オンラインカウンセリング中の留意事項について**

・オンラインカウンセリング中は、必ずビデオをオンにして、顔が見えるようにしてください。

・体調等が優れない時は、無理に実施しないようにしてください。

○　**個別対応について**

　学校の同意なしにオンラインカウンセリングの実施はできません。ＳＣの勤務日以外に対応することもできません。